

『日本再興戦略』改訂 2014 における  
主要施策（医療介護等分野）の論点について

産業競争力会議実行実現点検会合  
（医療介護等分野）主査 小林 喜光

『日本再興戦略』改訂 2014 における「主要施策」については、以下の論点に留意しつつ、実行実現点検会合において、重点的にフォローアップする。

### 1. 非営利ホールディングカンパニー（HDC）型法人制度（仮称）の創設

「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の創設により、同一のガバナンスの下、急性期医療から在宅介護・生活支援サービスに至る高齢者が必要とする一連のサービスを切れ目なく、体系的に行うことが可能となる。また、病院や介護施設等の経営の効率化・高度化が図られる上、地域における医療介護資源の重複・分散を抑制し、機能の集中と他の機能との円滑な連携を通じて、住民が受ける医療・介護サービスの質の向上につながることを期待される。更に、グループ内法人間で人材の異動が可能となれば、医療介護従事者のキャリアアップの可能性が高まり、この分野の雇用吸収力も強化される。

新たに創設される法人制度がこのような機能を十全に発揮できるようにするためには、非営利 HDC 及びそれに参画する法人が一体性を保ち、首尾一貫した運営がなされることを制度的に担保できる制度とする必要がある。

このため、以下のような点に留意しつつ制度設計を進めるべき。

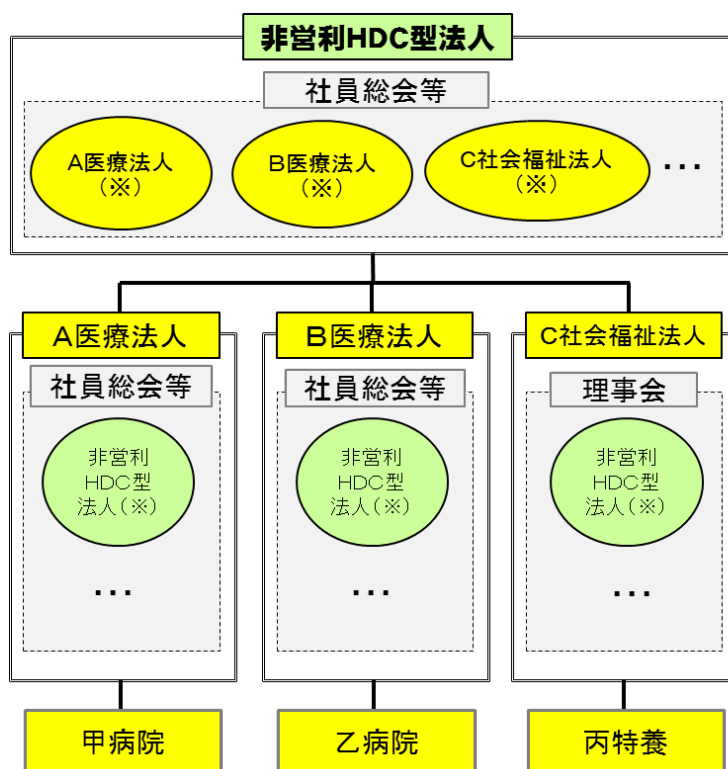
#### ①非営利 HDC 型法人に参画できる非営利法人の範囲

医療法人、社会福祉法人のみならず、国立大学法人等多様な非営利法人が参画できる制度とするべき。

## ②非営利 HDC のガバナンス（社員総会の議決権等）

非営利 HDC 型法人の社員総会等における議決権配分については、一般社団法人や NPO 法人等の他の非営利法人制度と同様、定款で議決権の在り方を定めることを許容する等柔軟な意思決定が可能となる制度とするべき。

また、傘下の医療法人等の社員総会等の過半数を非営利 HDC 型法人が占めることを認める等により、非営利 HDC 型法人が行う意思決定に確実に従い参加法人の運営がなされるようにすべき。



※法人自身又はその法人の役員

## ③非営利 HDC 型法人と営利法人との連携

非営利 HDC 型法人と地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携を可能とするため、非営利 HDC 型法人から営利法人への出資を可能とするべき。

④非営利 HDC 型法人の活動の自由度（病院直営、地理的活動範囲、資金調達等）

非営利 HDC 型法人自身が病院や社会福祉施設等を直接経営することが可能な制度設計とすべき。

非営利 HDC の地理的活動範囲を二次医療圏等に限定すべきとの議論があるが、予め画一的な活動範囲の規制を行うのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度とすべき。

グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用等を可能とするため、グループ内法人間での資金融通、剰余金処理、債務保証等が可能な制度設計とすべき。

⑤大学附属病院の大学からの別法人化について

「岡山大学メディカルセンター構想」の実現を制度面で担保できるよう、医学部設置大学における附属病院の必置規制を改めること、及びそれに付随して必要となる大学医学部と（別法人化後の）附属病院との間における教育・研究に関する協定等の措置の具体的内容について、岡山大学の要望内容等を踏まえつつ、早急に具体化を図るべき。

併せて、別法人化しても資金面なども含めた円滑な病院運営が継続できるよう、同法人を大学設置基準上の附属病院とみなすことを可とするなど、必要な措置を講ずるべき。

## 2. 個人に対する健康・予防インセンティブの付与

国民の健康・疾病予防に対する意識を高め、健康寿命の延伸を図るとともに、予防等の保険外ヘルスケアサービス産業に対する一層の需要を喚起するため、個人及び保険者に対して、健康増進・予防に対する強力なインセンティブを付与すべき。

このため、「改訂成長戦略」で示されたように、加入者へのヘルスケアポイント付与や現金給付を保険者が行うことができることを明確化するとともに、個人の健康・疾病予防に向けた取組に応じて、保険者が財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるように

することを可能とすべく、具体的制度設計を早急に進めるべき。

### 3. 保険外併用療養費制度の大幅拡大

以下の施策について、制度・枠組みの具体的内容を早急に示すべき。

- ・ 先進的な医療へのアクセス向上について、再生医療や医療機器を先進医療の対象とするか否か迅速に評価するための新たな枠組みの具体的内容。
- ・ 選定療養について、定期的に選定療養として導入すべき事例を把握する仕組みの構築。
- ・ 革新的医療技術等の保険適用の評価時の費用対効果分析の導入等
- ・ 日本版コンパッションネートユースの導入
- ・ 「患者申出療養（仮称）」の創設

（以上）